

【様式 A】確認書

貸与奨学金案内28ページ参照

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

（入学時特別増額貸与奨学金を含む）

記入日（西暦） 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の貸与を受けるにあたり、奨学金申込書の記入内容及び貸与奨学金案内に記載の内容を確認し、下記の個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに2枚目記載事項について同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。機構から個人番号の提出を求められた場合には、個人番号を提出し、2枚目記載の範囲で機構が個人番号を利用することを同意します。

また、私が保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

◆本人署名欄◆

本人	フリガナ					海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号	
	氏名					住民票（除票）住所	〒
	漢字						
	生年月日	（西暦）	年	月	日	性別（任意）	男・女
課程	修士課程・博士課程				電話番号（自宅・携帯）	（ ）	
						外国籍の方は在留資格	

【個人情報取扱いに関する同意条項】 機構における個人情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

（個人情報利用・登録等）

- 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は機構が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

- 前2項に規定する個人情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/poic/>

②同機関と提携する個人情報機関：（株）日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>（株）シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

（代位弁済後の情報提供について）

- 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

※ 確認書は、提出する前に必ず両面コピーを取り、「本人控」として返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

【様式 A】確認書

※必ず提出します。

2枚目

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「**定額返還方式**」）というか、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「**機構**」）が収入に連動して算出された割賦金で返還する方式（以下、「**所得連動返還方式**」）というを選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択したものとします。
- (2) 所得連動返還方式を選択した者が、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得連動返還方式を利用することはできません。
- (3) 返還方式の変更を希望する際は機構に願ひ出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

- (4) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるとともに、連帯保証人及び保証人の選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法によります。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (5) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、「返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下、「**返還誓約書**」）というに奨学生と連絡が可能な国内に在住する者（国内連絡者）を定めなければなりません。
- (6) 奨学生は機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署のうえ押印した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）を提出しなければなりません。
 - ② 返還誓約書は、奨学生本人の「住民票の写し」（コピー不可、個人番号が記載されていないこと）、連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）及び収入に関する証明書、保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
 - ③ 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合は、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに払込まれた奨学金がある場合は、その全額を機構に返納するものとします。
- (7) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の 4 親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

- (8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分において海外留学支援制度の支援を受けて在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、海外留学支援制度の支援を受けて在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、全ての学校の区分を通じて一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、海外留学支援制度の受給が終了する月までの期間、貸与を受けることができるものとします。

- ア 大学院修士課程相当
- イ 大学院博士課程相当

【申込資格】

- (9) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうちのいずれかに該当する者となります。
 - ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）」第 3 条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
 - イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の永住者

【振込】

- (10) 奨学金は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農業協同組合、漁業協同組合及びその他一部銀行では取り扱っていません）。
- (11) 奨学金は毎月 1 月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2 月分以上を合わせて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年月を始期として基本月額額の振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (12) 第一種奨学金においては、貸与月額、機構が定める手続きにより変更することが可能です。

【利率の算定方法】

- (13) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率は、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうち「奨学金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
 - ② 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「**財投**」）というの利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下、「**債券**」）というを発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
 - ③ 「利率見直し方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる 5 年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね 5 年ごと（返還の期限を猶予された期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。
- (14) 入学時特別増額貸与奨学金に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
- (15) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続等】

- (16) 奨学生は毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
- (17) 奨学生は次の場合、速やかに機構に届出をしなければなりません。
 - ア 休学、復学、転学、編入学又は退学したとき。
 - イ 連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するとき。
 - ウ 本人、連帯保証人、保証人又は国内連絡者の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
 - エ 奨学金を辞退するとき。
- (18) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに機構に届出をしなければなりません。
- (19) 機構は次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
 - ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
 - イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。

- ウ 学業成績が不振又は性行が不良となったとき。
- エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- オ 停学、その他処分を受けたとき。
- カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- キ 奨学金の申込時に「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
- ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (20) 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができます。
- (21) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり願ひ出たときは奨学金の交付を復活することができます。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法（リレー口座）で返還することになります（一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合、インターネット専業銀行及びその他一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります）。機構の指定する期限までにスカラネット・パーソナル又は口座振替（リレー口座）加入申込書で加入手続きを行うこととなります。延滞すると、延滞している割賦金（利子を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365 日あたり）3% の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。督促されてもなお延滞している、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。返還に応じない場合は機構の代位弁済請求に基づき債権機関が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返金を延滞した場合は、年 10% の遅延損害金が課されます。督促されてもなお延滞している本人に対ししゅつ手続を行うこともあります。
- (2) 返還方式が定額返還方式の奨学生は、返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方法を選択することになり、選択しなかった場合は月賦返還を選択したものとみなします。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。
- (3) 返還方式が定額返還方式の場合は、20 年（月賦返還で 240 回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された金額、第一種奨学金に併せて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、元均利率等計算により算出された金額です。
- (4) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生の返還方法は月賦返還になります。なお、返還方式を定額返還方式から所得連動返還方式に変更した際に返還方法として月賦返還以外の返還方法を選択していた場合、返還方法は月賦返還に変更されます。
- (5) 割賦金（元本・利子）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
- (6) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができます。
- (7) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行までの法的手続を行うことがあります。なお、手続きにかかった費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。
- (8) 本人が債務（貸与を受けた総額、入学時特別増額貸与奨学金の旨、延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお延滞を解消しない場合は、債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
※督促を受けても返還期日等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 5 条第 5 項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。
- (9) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でない機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
- (10) 返金に要する手数料を除いた返還過剰金が 100 円未満の場合は、学生支援寄附金として振り替えます。
- (11) 本人、連帯保証人及び保証人が、返還期日を過ぎても返還を行わない場合、又は所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。
- (12) 本人、連帯保証人及び保証人は、本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

- (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び国内連絡者について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
- (15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひ出により減額返還（1 回当たりの割賦金を 3 分の 2、2 分の 1、3 分の 1 又は 4 分の 1 に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。ただし、返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。
- (16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することができます。
- (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
- (18) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によってその奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
- (19) 大学院で貸与を受けた第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます。
- (20) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供することができます。

【個人番号の利用】

- (21) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 2 条第 5 項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項
申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。機構が責任をもって廃棄いたします。
その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」、その他の諸規程の定めによります。

奨学金制度

奨学金の手続き

申込手続きと提出書類